

区画整理だより

事業計画の説明会はいつ頃、開催されるのか？

現在、事業計画（案）を作成していますが、関係事業（広島市東部地区連続立体交差事業など）との調整（工事期間・手順など）に時間を要しています。

事業計画（案）ができしだいに、説明会を開催してみなさんに「説明します。今しばらくお待ちください。」

事業計画で定められた減歩率と個々の宅地の減歩率とは異なるのか？

事業計画で定められた減歩率は、「施行地区内の総宅地地積」についての平均減歩率であり、総宅地地積が事業施行前後でどのような割合で変わるかを、示したものです。

一方、個々の宅地の減歩率は、「整理前の各宅地の地積」に対する「整理後の各宅地の地積」の減少の割合であり、個々の宅地の整理前後の土地評価を行って、計算される「利用価値の増進」の度合いに応じて、宅地ごとに決められるものです。

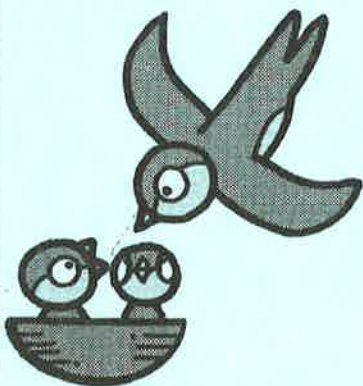
従って、両者は異なります。

事業計画は、どのようにして定められるのか？

まちづくり懇談会を開催し、みなさんの意見を聞きながら事業計画を作成しています。案ができあがりますと説明会を開催して、みなさんに詳しく説明いたします。

この事業計画はみなさんに見ていただくため、2週間縦覧に供され、意見のある利害関係者は県知事あてに意見書を提出することができます。

この意見書は、広島県都市計画審議会の審査を経て、採否が決定されます。これらの手続きを経たのち、設計の概要について県知事の認可を受けて、事業計画を決定し、公告します。事業計画決定の手続きを表にすると次のようになります。



「事業計画の決定」手続き

